



結婚新生活を応援します！

対象世帯

令和8年1月1日から令和9年3月31日までに婚姻した夫婦
(美咲町に住民票があり、定住意思があること)

補助金額

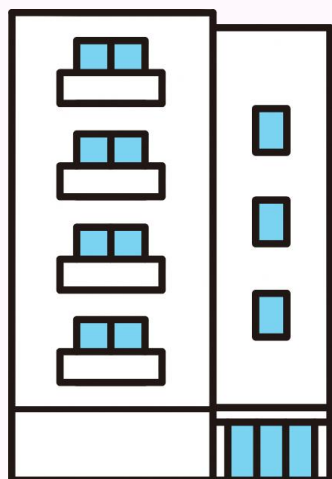
夫婦の合計所得	夫婦ともに婚姻日における年齢	国基準	美咲町
500万円未満	29歳以下	上限60万円	上限80万円
	39歳以下	上限30万円	上限40万円
500万円以上 700万円未満	29歳以下	対象外	上限40万円
	39歳以下		上限20万円

補助対象経費

住宅の新築、購入 リフォーム費用



住宅の賃貸費用



引越し費用



家具・家電製品

上限
20万円



問い合わせ先

こども笑顔課
0868-66-1618



こどもの笑顔は
みんなの幸せ
みさきタウン

補助金に関する詳細は裏面へ

対象者

次の各号のすべてに当てはまる夫婦

- 令和8年1月1日から令和9年3月31日までに婚姻した夫婦
- 婚姻日において夫婦の年齢が共に39歳以下であること
- 申請日において夫婦共に新居の所在地を住所として住民基本台帳に記録されていること
- 夫婦の所得の合計額が700万円未満であること
※貸与型奨学金の返済を現に行っている場合は、所得証明書をもとに算出した夫婦の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除する(一部条件あり)
- 美咲町に定住する意思があること
※過去に交付を受けた場合、生活保護を受給している場合、滞納がある場合、暴力団員もしくは暴力団員と密接な関係を持つ者である場合は交付の対象となりません。

申請期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

必要書類

	住宅取得	住宅 リフォーム	住宅賃借	引越し	家具家電 購入
婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍全部事項証明	○	○	○	○	○
新婚世帯全員の住民票の写し	○	○	○	○	○
新婚世帯の所得証明書	○	○	○	○	○
新婚世帯の町税等の完納証明書	○	○	○	○	○
受講確認書	○	○	○	○	○
物件の売買契約書の写し又は工事請負契約書の写し等	○	○			
物件の賃貸借契約書の写し			○		
賃貸物件の平面図			○		
費用を支払ったことが分かる書類	○	○	○		○
住宅手当支給証明書			○		
引越しに係る領収書の写し				○	

※その他、町長が必要と認める書類

＼詳しい情報は、HPをご覧くださいか、下記にお問い合わせください／

■ お問い合わせ先

美咲町 こども笑顔課
岡山県久米郡美咲町原田2144番地1
TEL:0868-66-1618
MAIL:kodomoegao@town.okayama-misaki.lg.jp

「結婚新生活支援制度（本制度）」
について、詳しくはこちら↓

